

ストップ！！マタハラ

妊娠・出産、産前・産後休業、育児休業等を理由とする不利益取扱は禁止されています

北海道は広大かつ人口が分散していることから、地域に応じたきめ細やかな医療手段の確保が重要な地域であり、医師の確保が喫緊の課題となっています。

医師不足が叫ばれる中、妊娠・出産等による不本意な離職を一人でも減らすためには、女性医師の就労環境向上が重要であり、そのためには、各教室の協力が必要不可欠です。

妊娠・出産等を契機に以下のような取扱を行うのは、各種法令違反に該当する可能性がありますので、**人事を検討する際には、今一度御確認を**お願いいたします。

例えばこんなことを理由にして

- ◆ 妊娠した、出産した
- ◆ 妊娠検診を受けに行くために仕事を休んだ
- ◆ つわりや切迫流産で仕事を休んだ
- ◆ 産前・産後休暇をとった
- ◆ 育児休業をとった
- ◆ 子供が病気になり看護休暇をとった
- ◆ 育児のための残業や夜勤の免除を申し出た など



こんな取扱をされたら**法令違反**です

- ◆ 解雇された
- ◆ 退職を強要された
- ◆ 契約更新がなされなかった
- ◆ **正社員から非正社員になれと強要された（例：助教→診療医）**
- ◆ **意図しない突然の配置換えおよび転勤**
- ◆ 減給された など

【出典】「働きながらお母さんになるあなたへ（厚生労働省）」を札幌医科大学が加筆修正

【問い合わせ先】

マタハラに関する法制度、労務管理全般に関すること…総務課へ

ハラメントの相談に関すること…当学のハラメント相談員へ（※）

※札幌医科大学学内専用ページから相談員一覧を参照できます（ホーム>総務課担当>ハラメント相談）